○国土交通省告示第三百二十七号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十五項、第十八条の二十三の二第一項並びに第十九条の十一の三第一項及び第二項の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

「又は住宅の品質確保の促進等に関する法律」を「、住宅の品質確保の促進等に関する法律」に改め、「登録住宅性能評価機関」の下に「又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人」を加える。

別表を次のように改める。

別表

増改築等工事証明書

証明申請者	住　所	
	氏　名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

1．実施した工事の種別

⑴　住宅借入金等特別税額控除の対象工事

（償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合）

第１号工事	1　増築　2　改築　3　大規模の修繕　4　大規模の模様替
第２号工事	１棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1　床の過半の修繕又は模様替　2　階段の過半の修繕又は模様替 3　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　4　壁の過半の修繕又は模様替
第３号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1　居室　2　調理室　3　浴室　4　便所　5　洗面所　6　納戸 7　玄関　8　廊下
第４号工事（耐震改修工事）	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1　建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定 2　地震に対する安全性に係る基準
第５号工事（バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1　通路又は出入口の拡幅　2　階段の勾配の緩和　3　浴室の改良 4　便所の改良　5　手すりの取付　6　床の段差の解消 7　出入口の戸の改良　8　床材の取替
	エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替 1　窓の断熱性を高める工事 上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2　天井等の断熱性を高める工事　3　壁の断熱性を高める工事 4　床等の断熱性を高める工事 地域の区分：1　Ⅰ地域　2　Ⅱ地域　3　Ⅲ地域　4　Ⅳ地域　5　Ⅴ地域　6　Ⅵ地域
第６号工事（省エネ改修工事）	次に該当する修繕又は模様替 1　窓 上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2　天井等　3　壁　4　床等 認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合 低炭素建築物新築等計画の認定主体： 低炭素建築物新築等計画の認定番号：第　　号 低炭素建築物新築等計画の認定年月日：平成　　年　　月　　日

⑵　特定増改築等住宅借入金等特別税額控除の対象工事

（償還期間が５年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）又は特定断熱改修工事若しくは断熱改修工事等（省エネ改修工事）を含む増改築等をした場合）

高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事：２％控除分）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1　通路又は出入口の拡幅　2　階段の勾配の緩和　3　浴室の改良 4　便所の改良　5　手すりの取付　6　床の段差の解消 7　出入口の戸の改良　8　床材の取替
特定断熱改修工事等（省エネ改修工事：２％控除分）	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1　窓の断熱性を高める工事　2　窓の断熱性を相当程度高める工事 3　窓の断熱性を著しく高める工事 上記１から３のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 4　天井等の断熱性を高める工事 5　壁の断熱性を高める工事　6　床等の断熱性を高める工事 地域の区分：1　Ⅰ地域　2　Ⅱ地域　3　Ⅲ地域　4　Ⅳ地域　5　Ⅴ地域　6　Ⅵ地域 改修工事前の住宅が相当する省エネルギー対策等級：1　等級１　2　等級２　3　等級３
	次に該当する修繕又は模様替 1　窓 上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2　天井等　3　壁　4　床等 認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合 低炭素建築物新築等計画の認定主体： 低炭素建築物新築等計画の認定番号：第　　号 低炭素建築物新築等計画の認定年月日：平成　　年　　月　　日